

事業実績（研修）報告⑤

1. 研修の概要

- (1) 目的 女性支援法、公的医療保険制度の現状
- (2) 日時 令和4年10月23日（日）
- (3) 場所 東京都渋谷区代々木 婦選会館
- (4) 参加者 鈴木規子

2. 研修内容と所感

市川房枝記念会政治参画フォーラム「誰も置き去りにしない社会を！」

① 基調講演「女性支援新法について」

講師 戒能民江氏（お茶の水女子大名誉教授、女性支援新法の制定を促進する会）

- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）」が1956年以来66年、ようやく見直され、議員立法で成立した意義は大きい。国による女性の総合的な相談支援事業であることが特徴的な位置づけであり、放置されてきた女性の人権の問題解決のための法整備である。
- ・売春防止法の管轄は法務省。第4章だけ厚労省。ゆえにエイヤッとできたのは議員立法の所以。新たな女性支援の枠組みをつくる第一歩。わがこととして捉える問題意識が必要であり、徹底した現場主義が必要。女性議員が主だが、男性議員も参画した。性別を超えた人権感覚が共有できた議員によるチーム「新法制定促進会議」、支援の現場にいる人を取り込んでいくことが今後、さらに重要である。
- ・66年間というものの、風俗営業適正化法ではそれが骨抜きとなり、売買春が目に見えなくなる弊害の中で、生活総合相談機能を充実させる方策が取られず、一時保護に留まっていた。旧法では、婚姻秩序を乱す要保護女子の範囲を拡げることしか行われず、買う側の責任は置き去りにされてきた。
- ・新法によって、婦人保護事業3機関は名称だけでなく内容も変わる。都道府県の婦人相談員。相談所は義務設置。⇒今後、大きな役割を担うことになる。婦人相談員はケースを担当する。一時保護所47カ所はDVセンターに。婦人保護施設は39都道府県に47カ所。民間者シェルターは地域偏在が課題である。一時保護の委託先・母子家庭等自立支援センターが求められる。
- ・支援ニーズと「法的根拠、実態に即した支援」がマッチしなかった。一時保護には明確な基準がない。都道府県で格差。文書化されていないため、権利行使ができない。支援内容も分からない。本来ならば、いろんなことが出来るはず～心理教育、DVの構造の教育もない。同行支援もない。バラバラである点がまだまだ課題は続く。
- ・新法の課題
暴力の複合性に対応が必要。早い段階での支援が必要であるにも関わらず支援の個別性が理解されていないことが問題。

メンタルケアはじめ専門性がポイント＝日本社会のあり方が問われている。

婦人相談員は多くが会計年度職員のパート。人材確保が急務。

- 支援を受けることが権利擁護として確立されることが重要。
選択肢がない＝制度に合わせた支援しかない点が課題。子どもがいるから逃げたくない場合もあることに注目すべきである。
- 民間も支援は行ってきたが交流はなく支援内容などの理解もなかったが、令和3年暮れから民間7団体が参加。要望をまとめている。「危険性による情報の閉鎖」が課題。
- 共同親権の問題 夫婦別姓・支配の問題にかかわる政治課題とされており停滞中である。
- これからの課題
 - ① 基本計画の作成 厚労省が年度末までにつくると言っている、パブコメ⇒都道府県は義務だが、市町村は努力義務にとどまる点が課題である。
 - ② 女性相談支援員の設置の動きをつくること。1人でも「支援調整会議」となるため、市や区が重要地域の実態把握、支援と女性の状況を情報交換し、地域の課題を知ることができる。
千葉では実態把握、コラボの動きがある。

【質疑応答】

Q：①担当者の課題。②精神障害女性の被害には？

A：①「困難女性」といわれた時に知らないという反応。シングルマザーの状況＋子どもの貧困一緒に勉強会をしてはどうか。新法はそれを問いかけている。国立は首長。人権を大事にする自治体の姿勢が問われている。

②基本方針の中で、厚労省が触れている。体制の整理が必要。女性の精神科医が不足。暴力の視点が足りないかもしれない。医師会の中で広めてはどうか。支援調整会議の中で探してはどうか。

Q：福島では子どもの保養が置き去り。厚労省の予算情報を知りたい。

A：成立後の予算要望では、安定した予算確保の仕組みづくり。子ども家庭庁・厚労省の社会援護局が担当することになりそう。女性支援の直接管理担当者がいなかったが、準備的予算を立てた。若年女性支援団体に自治体が支援する予算化はある、モデル事業（DVと子どもは一緒にされる）は以下の通り。

△国立市では、一時保護をつかう パーソナル事業

△札幌市では、民間組織と若年支援のアウトリーチ

項目	支出金額	備考
研修費	12,000 円	受講料として
計	12,000 円	